

● ● ● 第3章 自然あふれる癒しのかごしまづくり ● ● ●

第1節 自然環境の保全・活用

1 地域特性に応じた自然環境の保全

本県は、九州の最南端に位置し南北約600km 総面積9,188.78km²の県土を有し、海拔1,900m前後の山や温帯から亜熱帯に至る広い地域に多くの島々を含む南北に著しく長い地形を示し、わが国で初めて世界自然遺産に登録された屋久島、霊峰と湖の霧島、今も噴煙をあげ活発な活動を繰り返す桜島、サンゴ礁並びに固有野生生物の宝庫として知られ、世界自然遺産の候補地にも選定された奄美の島々など多様で豊かな自然環境に恵まれています。

将来とも県民が健康で文化的な生活を営むために、この多様で良好な自然環境を体系的に保全する施策を展開し、豊かな郷土の環境づくりを進めなければなりません。

このため、本県では、この良好な自然環境や自然景観を有する地区を自然環境保全地域や自然公園に指定し、保護・管理を行っています。

また、一定規模以上の開発行為についても、自然保護の観点から指導を行うほか、自然保護思想の普及・啓発を行っています。

(1) 自然環境保全地域

① 自然環境保全地域の指定状況

自然環境保全地域には、自然環境が原生の状態を維持している地域として国が指定した「原生自然環境保全地域」、自然的・社会的諸条件からみて自然環境を保全することが必要な区域として国が指定した「自然環境保全地域」、さらに自然環境保全地域に準ずる地域として、県が指定した「県自然環境保全地域」があります。

本県には、屋久島原生自然環境保全地域をはじめ、4箇所の自然環境保全地域があり、その面積は合計で1,825haです。（表3-1）

② 自然環境保全地域の保護・管理

それぞれの地域が持つすぐれた自然環境を維持するため、地域ごとに管理・施設整備の基本となる保全計画が策定されています。

保全計画では、地域の自然環境を保持する必要性によって、原生自然環境保全地域については「立入制限地区」と「その他の地区」に、自然環境保全地域については、「特別地区」、「海域特別地区」、「野生動植物保護地区」、「普通地区」に区分し、それぞれの地区に応じて行為を規制し、一定の行為を行おうとする場合は、環境大臣又は知事の許可・届出が必要です。

なお、本県では、表3-1のとおり、地域を区分しています。

表3-1 自然環境保全地域

地域名	所在地	面積及び区分	概 要
屋久島 原生自然 環境保全 地 域	熊毛郡 屋久島町	ha 1,219 「立入制 限地区」 の設定なし	<p>本地域は、屋久島西南小揚子川流域に属する花山一帯の地域のスギ、モミ、ツガ等を主とした原生林の区域である。</p> <p>屋久島は、九州の最高峰宮之浦岳をはじめ多数の1,000メートル以上の山岳を有し、高温多雨の気候にめぐまれて、一大森林地帯を形成しているが、本地域は屋久島の中でも最もよく固有な林相を残している部分である。</p> <p>屋久島の温帯林は、本土のそれと異なり、全くブナを欠き、その代わりにスギ等が優占する特殊なものである。スギの天然林は本土にも少なくはないがいずれも小面積のもので、屋久島のように大面積にわたって生育している例はない。</p> <p>また、樹齢900～1,200年以上の老木も残されており、世界的にも重要な原生林である。(昭和50年5月17日指定)</p>
稲尾岳 自然環境 保全地域	肝属郡 錦江町 肝付町 南大隅町	377 (錦江町 67) (肝付町 160) (南大隅町150) 全域「特別地区」	<p>本地域は、大隅半島南部の稲尾岳山岳部のうち、稲尾岳(930メートル)とその北方の山稜部を中心とした、照葉樹林の残存する地域である。</p> <p>本州南部以南の西南日本の極相である照葉樹林は、世界的にみて稀少な林型であるが、特に大隅半島には、この林型が比較的にとままって残存し、稲尾岳では、イスノキ、ウラジログシを主体とした林分から標高が増すにつれてアカガシ、ヒメシャラが混在し、さらにモミを主体とした林分が発達する。これらの天然林には、キュウシュウシカ、ホンダタヌキ、ニホンアナグマ等の哺乳類が生息しており、また、カゴシマアオゲラをはじめ多数の野鳥の繁殖地ともなっている。</p> <p>稲尾岳は、キリシマミドリシジミの南限といわれ、また、フチトリアツバコガネ等が北限種として知られており昆虫類の生息にとって良好な環境を形成している。(昭和50年5月17日指定)</p>
木場岳 自然環境 保全地域	肝属郡 南大隅町	113 全域「特別地区」	<p>本地域は、木場岳の中央部に当たり、イスノキ、アカガシを主とする常緑広葉樹の林分が大部分を占める優れた天然林の地域である。</p> <p>植生は、標高750メートル以上ではイスノキ、アカガシが主として高木層を占め、標高850メートル付近ではこれらにモミが混成した林分となっている。</p> <p>また、山頂付近では、シキミ、ヤブツバキ、アセビ、リョウブ等の風衝林となっている。(昭和52年6月1日指定)</p>
万九郎 自然環境 保全地域	肝属郡 肝付町	116 全域「普通地区」	<p>本地域は、荒西山の北東部に位置する内之浦県有林万九郎団地のおおむね標高700メートル以上の区域に当たり、イスノキ、アカガシ等の常緑広葉樹が大部分を占める地域である。</p> <p>植生は、本地域の斜面上部では、アカガシ、イスノキ、マテバシイ、スダジイを上層とし、標高が上がるにつれて樹高は低くなり、シキミ、ヤブツバキ、アカガシ、イヌツゲ、モミ等の混交した風衝低木林となっている。</p> <p>これらの常緑広葉樹林は、大隅半島の山岳上部に出現する代表的植生となるものである。(昭和52年6月1日指定)</p>

图 3-1 自然公園位置图

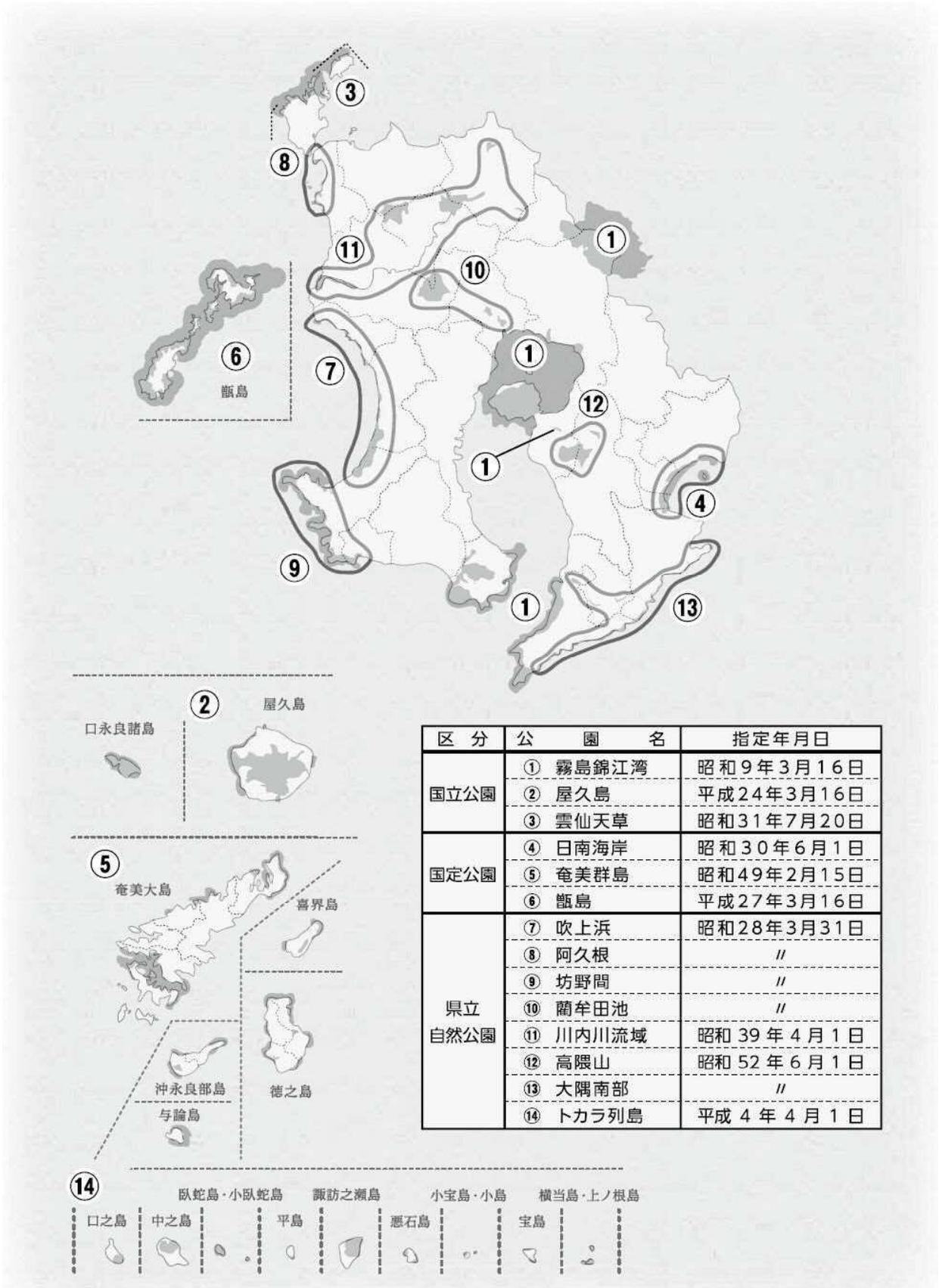


表3-2 自然公園一覧 (平成28年3月31日現在)

(単位: ha)

公園区分	項目	指 定 年 月 日	公園面積 (海域除く)				海域公園 地 区
			特 保	特別地域	普通地域	計	
国 立 (3箇所)	霧島錦江湾	S 9. 3. 16	3,397.0	15,896.0	4,287.0	23,580.0	(9) 487.7
	屋久島	H 24. 3. 16	7,669.0	16,832.0	65.0	24,566.0	(2) 170.9
	雲仙天草	S 31. 7. 20		1,447.0		1,447.0	
	小 計		11,066.0	34,175.0	4,352.0	49,593.0	(11) 658.6
国 定 (3箇所)	日南海岸	S 30. 6. 1		1,038.9		1,038.9	
	奄美群島	S 49. 2. 15	496.0	7,332.0	33.0	7,861.0	(9) 446.0
	甌 島	H 27. 3. 16	86.0	5,303.0	58.0	5,447.0	(4) 6,759.7
	小 計		582.0	13,673.9	91.0	14,346.9	(13) 7,205.7
県 立 (8箇所)	吹上浜	S 28. 3. 31		1,126.0	2,088.4	3,214.4	
	阿久根	〃		62.5	692.2	754.7	
	坊野間	〃		380.4	1,959.9	2,340.3	
	藺牟田池	〃		187.5	3,750.2	3,937.7	
	川内川流域	S 39. 4. 1			6,571.0	6,571.0	
	高隈山	S 52. 6. 1		1,042.0	1,395.0	2,437.0	
	大隅南部	〃		993.0	322.0	1,315.0	
	トカラ列島	H 4. 4. 1		4,503.0	116.0	4,619.0	
小 計			8,294.4	16,894.7	25,189.1		
自然公園合計			11,648.0	56,143.3	21,337.7	89,129.0	(24) 7,864.3

※1. 指定後の区域の変更等については次のとおりである。

ア 霧島錦江湾国立公園

- ・昭和39年3月16日 霧島国立公園(昭和9年3月16日指定)に錦江湾国定公園(昭和30年9月1日指定)と屋久島地域を編入
霧島屋久国立公園に名称変更
- ・昭和45年7月1日 海域公園地区の指定
- ・昭和58年1月14日 屋久島地域の区域拡張等(西部林道等)
- ・昭和60年9月5日 霧島区域の区域縮小(区域線の明確化)
- ・昭和62年8月28日 錦江湾地域の区域変更(桜島の区域見直し等)
- ・平成14年2月19日 屋久島地域の区域拡張等(世界自然遺産登録地の隣接地等)
- ・平成17年7月12日 錦江湾地域の区域縮小(指宿市, 開聞町の市街地)
- ・平成18年12月26日 霧島地域の区域拡張(えびの市内自然林等)
- ・平成19年3月30日 屋久島地域の区域拡張(口永良部島)
- ・平成24年3月16日 錦江湾地域の区域拡張(始良カルデラ), 屋久島地域の分離
霧島錦江湾国立公園に名称変更

イ 屋久島国立公園

- ・平成24年3月16日 霧島屋久国立公園より分離, 単独指定

ウ 雲仙天草国立公園

- ・昭和31年7月20日 雲仙国立公園に鹿児島県域を編入(長島)

エ 吹上浜県立自然公園

- ・平成元年4月1日 車両乗入規制の設定
- ・平成20年4月8日 区域拡張(万之瀬川)

オ 坊野間県立自然公園

- ・平成15年5月6日 区域拡張(大浦町亀ヶ岡, 笠沙町野間岳)

カ 高隈山県立自然公園

- ・平成24年3月16日 区域縮小(高峠)

2. 海域公園地区の欄中()内は箇所数である。

(2) 自然公園

① 自然公園の指定状況

自然公園には、我が国の風景を代表し、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景地として指定した「国立公園」と、国立公園の風景に準ずるすぐれた自然の風景地として指定した「国定公園」、さらに都道府県を代表するすぐれた自然の風景地を指定した「都道府県立自然公園」があります。これらの自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

本県には、我が国で最初に指定された霧島錦江湾国立公園をはじめ、雲仙天草国立公園など14の自然公園があり、その面積（陸域面積）は県土面積の約9.7%に当たる89,129haに達し、県土に属する山岳、湖沼、海岸等の特色ある風景地の保護を図るとともに、野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしています。（図3-1、表3-2）

② 自然公園の保護・管理

それぞれの自然公園が持つすぐれた風景地を保護し、公園としての資質を恒久的に維持し、適切な利用に供するため、自然公園ごとに管理、運営、施設整備の基本となる公園計画（規制計画・施設計画）が策定されています。

ア 自然公園の公園計画の見直し

現在指定されている自然公園のうち、指定後相当の年数を経たものについては、自然状態の変化や公園利用の需要増大、国民の自然に対する認識の高まり等の諸情勢の変化に伴い、現在の自然公園の公園計画（公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する計画）では対応できない面もでてきています。

このため、順次公園計画の見直し作業を行っています。

イ 自然公園における行為規制

広域にわたる自然公園の区域を景観の優秀性や自然公園を保持する必要性の度合い又は利用上の重要性によって、それぞれの地域を「特別保護地区」、「海城公園地区」（以上2地区は国立・国定公園に限る）、「特別地域」、「普通地域」の4区に分け、それぞれの地区・地域に応じて行為を規制しています。一定の行為を行う場合は、環境大臣又は知事の許可又は届出が必要です。

また、道路・園地・宿舎などの自然公園の利用施設の整備に関わる施設計画も自然公園の適正な利用増進を図ることにより、無秩序な利用施設による乱開発を防止する役目も果たしています。

ウ 奄美群島のサンゴ礁保全対策

奄美群島のオニヒトデ駆除対策については、平成15年度までは海城公園地区及びその周辺で実施していましたが、サンゴ礁の多様性・固有性が世界自然遺産候補地の一因として評価されたことにより、平成16年度から奄美群島全体に対象海域を広げたところです。なお、平成17年度からは、より効果的なサンゴ礁の保全を図るため、サンゴが再生する時の基盤となる良好なサンゴ礁が残っている重点ポイントを選定し、継続的に集中して駆除を行っています。

これまでの駆除実績については、表3-4のとおりです。

表 3-3 許可等の処理状況

(単位：件)

区分 \ 年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
工作物の設置	176	201	178	181	220
木竹の伐採	8	5	10	3	12
土石の採取	28	26	28	16	17
水面の埋立	0	0	1	0	0
土地の形状変更	24	16	14	10	21
動植物の採取	19	22	18	18	20
その他	28	15	20	37	37
合計	283	285	269	265	327

表 3-4 オニヒトデ駆除実績

(単位：匹)

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
駆除数	954	676	879	1,637	435

※平成16年度から奄美群島12市町村で駆除地域を指定し実施している。

③ 自然公園の利用

ア 自然公園の利用実態

自然公園は、人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として活発に利用されています。

なお、平成27年の利用者数は、表3-5のとおりです。

イ 自然公園の施設整備

自然公園の主要な利用地域においては、利用の過度の集中などにより、かけがえのない自然環境が損なわれるおそれがあります。

これらの状況に対応するため、自然公園の適正な利用の誘導を図られるよう、公園利用施設の整備を進めています。

また、自然公園の主要な景観地・利用地域に指導標識等を設置し、自然公園利用者の意識高揚を図っています。

ウ 公園事業の認可等

自然公園の施設計画に基づく利用施設の設置に当たっては、公園事業として、環境大臣又は県知事の認可（事業者が地方公共団体の場合は協議）が必要です。

自然公園における公園事業の認可等の処理件数は、表3-6のとおりです。

表 3 - 5 自然公園の利用状況（平成27年）

区 分	公 園 名	利用者数（千人）
国 立 公 園	霧島錦江湾国立公園	10,517
	屋久島国立公園	157
	雲仙天草国立公園	13
国 定 公 園	日南海岸国定公園	212
	奄美群島国定公園	501
	甌島国定公園	43
県 立 自 然 公 園	吹上浜県立自然公園	2,156
	阿久根県立自然公園	126
	坊野間県立自然公園	95
	蘭牟田池県立自然公園	248
	川内川流域県立自然公園	954
	高隈山県立自然公園	82
	大隅南部県立自然公園	134
	トカラ列島県立自然公園	3
合 計		15,241

表 3 - 6 公園事業認可等処理件数（単位：件）

区分	年度				
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
休 憩 所	0	0	0	0	0
宿 舎	0	0	2	1	8
野 営 場	0	0	0	0	0
道 路	3	4	6	6	13
園 地	3	6	0	6	4
駐 車 場	0	0	0	0	2
そ の 他	0	0	1	0	0
合 計	6	10	9	13	27

(3) 世界自然遺産

① 世界遺産の指定状況等

世界遺産条約は、世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産を登録するとともに、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国（特に途上国）が行う保護対策を援助することを目的としており、日本には自然遺産4地域、文化遺産16地域の世界遺産が登録（平成28年9月末現在）されています。

本県には、我が国第1号の自然遺産登録地域として、屋久島地域があります。

また、平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定され、平成25年1月、政府により「奄美・琉球」として、世界遺産暫定一覧表への記載が決定されました。平成25年12月には、具体的な候補地として、奄美大島、徳之島、沖縄島

北部及び西表島が選定されました。

奄美群島においては、現在、国による国立公園指定等の保護担保措置導入など各種取組が進められています。

② 屋久島地域の概要

ア 登録年月日 平成5(1993)年12月11日

イ 登録面積 10,747ha

ウ 登録理由

屋久島は中央部に九州の最高峰宮之浦岳(1,936m)をはじめとする多くの高峰がそびえる山岳島であり、湿潤気候下の高山として生物地理的に特異な環境下にあり、かつ年間4,000mm~10,000mmの多雨に恵まれていること等から、樹齢数千年のヤクスギをはじめとして極めて特殊な森林植生を有しています。

海岸付近のガジュマル、メヒルギ等の亜熱帯植物から、タブ、シイ、カシ等の暖帯、モミ、ヤマグルマ等の温帯、更にヤクザサ、シャクナゲ等の亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布が顕著にみられ、また多くの固有植物、北限・南限植物が自生していること等、特異な生態系を構成しています。

特に、本地域の傑出した自然の特徴として、樹齢数千年に及ぶ直径3~5mにも達するヤクスギがあげられ、老齢の巨樹林は、生態的にも、かつ形態的にも世界的に貴重な天然林と考えられています。

さらに、当地域には、ヤクタネゴヨウ等絶滅の恐れのある植物が生育しています。

(資料編3-(1),(2))

③ 屋久島地域の保護・管理

世界自然遺産地域を適正かつ円滑に管理することを目的として、原生自然環境保全地域、国立公園等各種地域指定制度の運用及び各種事業の推進等の基本となる「屋久島世界遺産地域管理計画」が策定されています。

管理計画では、遺産地域が世界遺産としての価値を損なうことのないよう、将来にわたって厳正な保護を図ることを基本として、①工作物の新築、土地の形状の変更等の厳正な規制、②特定地点への利用の集中を防止するための措置の実施、③優れた自然の体験、観察、学習等による自然の適正な利用などの方針に沿って対処することとしています。

また、遺産地域の管理を効果的に実施するため、地元関係行政機関の連絡調整の場として「屋久島世界遺産地域連絡会議」が設置され、さらに科学的知見を踏まえた適切な保全管理を実現するため、平成21年6月に屋久島世界遺産地域科学委員会が設置されています。

なお、環境省では、世界遺産地域の調査・研究、環境教育を柱とした普及啓発及び国立公園の管理運営のため、平成8年4月13日「屋久島世界遺産センター」を開館しています。

④ 世界自然遺産会議の開催

世界遺産条約に登録された屋久島を有する本県において、世界自然遺産を有する国内外の自治体等が一堂に会する場を提供し、世界自然遺産の保全と世界自然遺産を生かした地域づくりの在り方について論議を深めるとともに、県民参加による豊かな自然を生かした循環と共生の地域づくりを促進するために平成12年5月「世界自然遺産会議」を開催、「世界自然遺産に関する屋久島サミット宣言」が採択されました。

会議では併せて、屋久島をはじめ本県の優れた自然などを世界に紹介し、アジア太平洋地域を中心とした国々との国際交流を推進しました。（資料編4-(3)）

⑤ 奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組

平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定されたことから、県では、平成15年度以降「奄美群島重要生態系地域調査事業」（平成15～17年度）や「奄美群島自然環境保全再生推進事業」（平成18, 19年度）を実施し、保護担保措置の導入や世界遺産候補地としての価値の維持、気運の醸成に努めてきました。

平成20年度からは「奄美群島自然共生事業」、「世界自然遺産登録連携推進事業」、「奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用事業」、「地域振興推進事業」（大島支庁）などにより下記の取組を実施しています。

ア 国立公園等の保護担保措置の導入

遺産登録の前提となる国立公園等の保護担保措置の導入に向け、環境省に協力して国立公園指定に関する地元との調整等に参画するとともに、環境省等関係機関との調整に努めました。

イ 世界自然遺産候補地としての価値の維持

・希少野生生物保護対策

希少野生生物の保護に関する必要な対策等について調整・協議することを目的に「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を奄美市において1回、徳之島町において1回開催し、この協議会での検討をもとに、希少野生動植物の保護対策を図りました。

また、ノイヌ・ノネコ対策検討会を奄美市、徳之島町において、それぞれ1回開催しました。

・野生化ヤギの防除

野生化したノヤギの食害による自然植生の衰退が危惧されているため、生息数の多い4市町村（奄美市、瀬戸内町、大和村、宇検村）においてノヤギ駆除を実施しました。（捕獲実績 合計220頭）

・遺産区域の緩衝機能の強化と自然環境に配慮した公共事業

生物多様性に配慮した市町村有林管理計画と公共事業環境配慮指針の策定に向けて調査と検討を進めています。

ウ 気運の醸成

地域の方々に奄美の自然等への理解を深めてもらうため、地元設置された「奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会」や地元市町村、環境省等と連携し、地元住民説明会や公開講座の開催、「奄美群島マナーガイド」の増刷などに取り組みました。

エ 利用の適正化と地域振興

過剰利用による自然環境への負の影響の未然防止や負荷軽減、満足度の高い観光の実現のため、少人数利用と多人数利用を計画的に集中・分散させ、質の高い利用体験を提供することが求められており、奄美群島の「持続的な観光利用」を進めるための観光の取組の方針として、平成28年3月に「奄美群島持続的観光マスタープラン」を策定しました。

(4) 自然環境の管理体制

自然環境保全地域及び自然公園の規制指導を適正に実施するため、次のような指導監視体制で臨んでいます。

① 国，県，市町村関係

環境省九州地方環境事務所，那覇自然環境事務所，環境省自然保護官事務所（えびの，天草，鹿児島，屋久島，奄美，徳之島），奄美野生生物保護センター，県自然保護課，県観光課，県大島支庁，県地域振興局建設部，各市町村自然保護担当課

② ボランティア等

県自然保護推進員(69人)，環境省自然公園指導員(48人)，霧島連山自然保護協議会等

(5) 開発行為の指導・助言

自然環境保全地域，自然公園などの自然保護地域を各地に設定し，これらの地域の適切な管理に努めていますが，その他の地域においても，県自然環境保全条例第24条に基づき，一定規模以上の開発行為について，自然保護の観点から指導を行い，自然環境の保全を図っています。平成27年度は，38件の届出を受理しました。

(6) 自然保護思想の普及啓発

・自然保護推進員等研修会

自然環境の保全の実効を上げるためには，県民の自然環境保全に対する正しい理解と認識を深め，自然保護思想の普及高揚を図ることが必要です。

市町村担当者，県自然保護推進員，県希少野生動植物保護推進員を対象に，平成27年7月14日から10月22日の間に研修会を開催しました。

(7) 身近な自然の保全

・赤土等流出防止対策

奄美地域における赤土等流出防止対策を総合的に推進するため，県大島支庁内に県・市町村・関係団体・国の機関が一体となった「奄美地域赤土等流出防止対策協議会」を，また，県本庁内に，赤土等流出防止対策に関し関係課が連絡調整を図り事業の円滑な実施を支援するため，「赤土等流出防止対策連絡会議」を設置しています。

平成27年度は，「奄美地域赤土等流出防止対策協議会」を中心に，建設業者・採石業者・不動産業者等の関連業者に対し，文書で対策の徹底を依頼するとともに，県及び市町村広報誌，新聞・コミュニティFM等の活用に加え，リーフレット等の配布による啓発活動を行い，さらに，合同パトロール等により，赤土等の流出防止対策の推進に努めました。

2 多様な自然環境の活用

(1) 屋久島環境文化村構想

① 屋久島環境文化村

屋久島には、豊かな水や多様な動植物相に代表される優れた自然が残されているだけでなく、自然とともに生き、自然を損なうことなく人々が形づくってきた生活文化があります。

屋久島環境文化村構想とは、屋久島の人と自然のかかわり（＝環境文化）を手がかりに、学習や研究によってその価値を見直すことを通して、屋久島の自然環境の保全を図るとともに人と自然が共生する新たな地域づくりの試みで、その事業内容は次のとおりです。

ア 環境学習・研究拠点の充実

- ・屋久島環境文化村中核施設の管理運営
- ・環境学習の推進
- ・「自然・文化体験セミナー」・「受入事業」・「ガイドセミナー」の実施

イ 環境形成事業の展開

- ・登山道等の整備
- ・地域の環境保全事業への助成
- ・カントリーコードの普及啓発
- ・山岳部での利用モラルの向上
- ・山岳部の適正利用の検討

ウ ボランティアネットワークの形成、情報提供の推進

- ・ボランティア登録制度の推進
- ・ボランティア養成研修セミナーの実施
- ・屋久島ファンクラブの推進
- ・屋久島通信・まるりん通信の発行

エ 新たな地域産業の創出

- ・エコツアーの普及促進

オ 国際交流の展開

- ・世界自然遺産会議への参加・協力
- ・屋久島の子どもたちによる国際交流の促進
- ・ホームページ等による国内外への情報発信

② 自然体験型の環境学習

屋久島という固有の自然環境の中で、歴史的につくり上げられてきた人と自然のかかわりの過程と結果の総体が「環境文化」であり、環境学習は、屋久島の自然、生活、生産にかかわる全ての事象を素材とした「環境文化」を学習することを通じて、普遍的な人と自然のかかわり方を学ぶことです。

地域の人々にとっては、学習の場や知識、ノウハウの提供を行うことが、また新たな産業を興し、あるいは交流によって社会や経済の活性化につなげることが可能になります。

さらに、住民自身にも環境学習を促し、自然との共生によって得てきた暮らしの豊かさをあらためて見直し、地域での生産や生活を新たな未来に向けて組立てなおす契機としようとするものです。

このことから屋久島環境文化村構想では、このような島全体を対象とした「環境学習」を先導的的事业として位置づけています。（図3-2）